

# 電線等の埋設物に関する設置基準について

---

# 電線等の埋設物に関する設置基準(改正)の概要①

## 基準改正にあたり検証した内容

○「無電柱化低コスト手法技術検討委員会(中間とりまとめ)」H27年12月25日公表  
委員会では実証実験を行い浅層部への埋設可能性を確認

### ①実証試験の実施



ケーブルを舗装に埋設



大型車両を走行させ舗装への影響を確認

舗装計画交通量  $N_d$  (大型車交通量 100以上~250未満台/日・方向)  
設計CBR 3%の舗装に標準荷重(49kN)換算で10万輪相当載荷

### ②実証試験の結果(試験による舗装面への影響)

埋設位置	ケーブル	管	
		小径管 (15cm未満)※1	大径管 (15cm以上)※2
下層路盤	なし	なし	舗装にひび割れあり
路床	なし	なし	なし

※1:電力ケーブル、通信ケーブルを収容する管

※2:通信ケーブルをまとめて収容する管

### ③結論

- ・試験で舗装への影響がないことが確認された範囲において、ケーブルや管の埋設基準の緩和は可能
- ・交通量が少ない道路では、ケーブルや小型管(径15cm未満)を 下層路盤に埋設することが可能
- ・径15cm以上でも、路床内であれば舗装への影響はなし
- ・国交省はケーブルや小型管、大型管(小型ボックス代用管含む)について基準が変更されるよう検討が必要

## ○施工業者及び占用企業者等に意見聴取を実施

### 【電線に関する埋設深さの基準改正に関する意見】

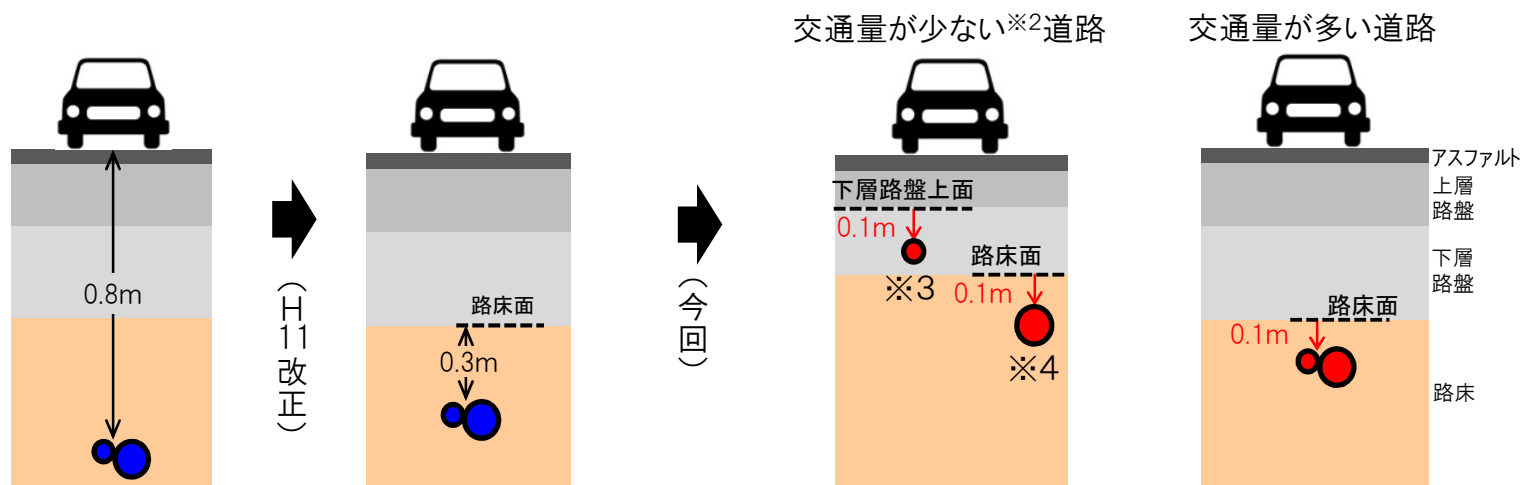
- ・ 工事の実施上、掘削面から10cm以上の深さが必要
- ・ 浅く埋設したケーブルや管について、第三者工事実施時の位置の確認ができるなど対策が必要

# 電線等の埋設物に関する設置基準(改正)の概要②

## 具体的な改正内容

### ①車道部

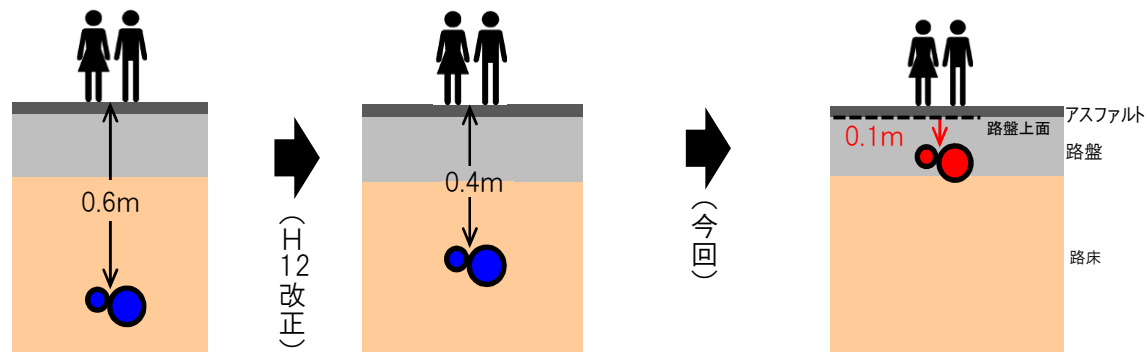
特定の条件を満たす場合※<sup>1</sup>に、下層路盤への埋設を可能とするように埋設基準を改正



- ※<sup>1</sup> : 舗装計画交通量 $N_4$ 相当以下の道路において、管径15cm未満の管路等を埋設する場合
- ※<sup>2</sup> : 大型車の交通量が250台/日・方向未満
- ※<sup>3</sup> : ケーブル及び径が15cm未満の管路等を埋設する場合は、下層路盤上面より0.1m以上
- ※<sup>4</sup> : 径が15cm以上の管の場合は、路床面より0.1m以上

### ②歩道部

路盤への埋設を可能とするように埋設基準を改正



### ③その他

電線の埋設深さの基準の中に、交錯する他の埋設物への配慮事項を規定